

2022年9月30日（更新）

関係各位

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会

不動産広告の相談対応時間変更のお知らせ

当協議会では、新型コロナウイルス感染症予防対策の一環として相談対応時間を短縮していましたが、10月1日より、下記のとおりといたします。

記

- 1 相談時間 午前10時から正午
午後1時から午後4時30分（土日祝日を除く）
※ 正午から午後1時までには相談対応をいたしません。予め、ご了承ください。
- 2 相談方法
 - ① 電話によるご相談
※ 電話番号 03（3261）3811
※ 不動産広告に対する苦情等の申し出は、電話をご利用ください。
 - ② オンラインによるご相談
※ 電話連絡の上、当協議会担当者と相談日の調整をお願いいたします。

● なお、電話での事前予約をしていただいた場合に限り、来訪相談にも応じます（ご希望の日時や相談内容によってはお受けできない場合もございます。また、予約がない場合には、お断りする場合がございます。）。

※ 来訪される際には、安全を確保するために以下の点にご留意ください。

 - ① 「熱がある」、「咳が出る」、「体調がすぐれない」等の症状がある場合には相談に応じられません。
 - ② 必ずマスクを着用してください。
 - ③ 受付で手指の消毒をお願いします。

感染状況によっては、来訪相談を取り止める場合がございます。予め、ご了承ください。

以上